

礼金 0円 更新料 0円 仲介手数料 0円

ビバース久末 405 (抽選) 号室

所在地	賃料 共益費	敷金 その他費用	間取 専有面積	方角
川崎市高津区久末 1 8 0 0 番地 2 6	86,500円 5,000円	3ヶ月 基礎サービス 費3,443円	1DK 37.59㎡	東南



交通	JR南武線/武蔵中原駅 バス10分 「蟹ヶ谷」下車徒歩3分		
建物構造	RC造	建物階建	4階/4階建
築年数	築09年	駐車場	あり
フリーレント	なし	保険	火災保険への加入が必須 (会社指定なし)
保証会社	賃貸保証会社加入可(審査あり)		
物件設備	エレベーター、敷地内ゴミ置き場、オートロック、都市ガス 緊急時対応サービス料 月額2,343円 生活相談サービス料 月額1,100円		
住戸内設備	モニター付きインターホン、収納、エアコン、追い焚き機能、室内洗濯機置き場、洗面所独立、システムキッチン		
備考	<p>【申込期間】令和7年6月9日(月)から令和7年6月15日(日)</p> <p>【受付時間】午前8時30分～11時30分、午後1時～5時 土・日も受け付けます(祝日を除く)</p> <p>【抽選日】令和7年6月17日(火)午後1時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全室バリアフリー対応しております。(ケア付き住宅ではありません。) ・浴室・トイレ等に手摺があります。 ・緊急通報システムが室内に設置されております。 ・高優賃制度期間中は公社高齢者住宅相談員に生活相談ができます。 ・高優賃制度期間中は礼金、更新料、手数料はかかりません。 <p>写真は同マンションの別部屋のものを参考までに掲載しております。現地と異なる場合、現地が優先となりますので、ご注意ください。</p> <p>*****</p>		

入居要件

申込みには、次の項目すべてに該当する必要があります。

なお、世帯を不自然に分離しての申込みはできません。

1. 川崎市内に住民登録をしている方、又は川崎市内の勤務先に1年以上勤務している方。
2. 自ら居住するため住宅を必要とする方。
3. 60歳以上の方。
4. 次のいずれかに該当する方。

(ア) 戸籍上配偶者のいない単身の方。

(イ) 同居する者が配偶者(事実上夫婦と同様の関係にあるものも含む。)又は60歳以上の親族。

配偶者は60歳未満でも入居は可能です。ただし、申込者が死亡した場合、自身が60歳に達するまで補助金の支給はありません。

事実上夫婦と同様の関係にある場合、住民票に「夫(未届)」又は「妻(未届)」と記載されている必要があります。

婚姻関係にある場合、入居までに婚姻を証明する書類(戸籍謄本など)を提出していただきます。

5. 世帯の所得月額が487,000円以下の方。
6. 申込者及び同居者が自立した生活が営める健康状態である方。
常時介護を必要とされる方でも、在宅介護を受けながら日常生活を営むことができる方は、入居が認められる場合がありますのでご相談ください。
7. 連帯保証人及び身元引受人を選定できる方。

連帯保証人と身元引受人は、兼ねることもできます。

(ア) 連帯保証人の条件

入居者が滞納した際に、入居者に代わり家賃等を支払いができる収入のある親族の方。

(イ) 身元引受人の条件

1. 入居者の緊急時駆けつけ対応できる方
2. 入居者が自立して日常生活を営めなくなった場合、公社と連絡のとれる方
3. 入居者が自立して日常生活を営めなくなった場合、各種手続き(入居者の転居、退去に伴う家財道具及び身柄の引き取り等)や発生したすべての義務を履行できる方。
8. 住民税・家賃の滞納がないこと。
9. 必要な書類を公社の指定する日までにすべて提出できる方。

補助金について

世帯の所得月額に応じて、川崎市と国から家賃に対し補助金が支給されます。

【入居者負担率表】

所得区分 所得月額 入居者負担率

- ア 104,000円以下 家賃の65%
イ 104,001円 ~ 123,000円 家賃の75%
ウ 123,001円 ~ 139,000円 家賃の85%
エ 139,001円 ~ 158,000円 家賃の95%
オ 158,001円 ~ 487,000円 家賃の100%

「所得月額」の計算方法については、公社までお問い合わせください。

補助期間について

補助期間は、2036年(令和18年)4月30日までです。

負担額について

家賃から補助金を差し引いた金額(=入居者負担額)に、共益費等の必要経費をあわせた金額が入居者の負担となります

補助期間終了後は、本来の家賃を負担していただきます。

収入等の申告について

補助金の支給期間は、1年間(1月1日~12月31日)となります。

翌1年間分の補助金の支給額を決定するため、毎年10月1日を基準日に前年の収入等を申告していただきます。

生活状況の把握も含めているため、補助金支給の有無に関わらず、全世帯が対象となります。

申告がない場合は、翌年から補助金が支給されませんので、本来の家賃を負担していただきます。

【主な提出書類】

- 家賃補助申請書
- 住民票
- 所得確認ができる書類(課税額証明書など)
- その他(生活状況調査書、障害者手帳の写しなど)

その他費用について

入居者負担額の外に、次の費用を負担していただきます。

1. 共益費
住宅内の共用部にかかる費用(清掃など)
2. 基礎サービス費(緊急通報対応サービス)
居室内に設置している緊急通報装置の利用料及び警備会社の対応費用となります。緊急時に緊急通報装置のボタンを押すと警備会社が駆けつけ、必要に応じて燃るべき機関へ連絡をする等の対応をします。

費用については、物価動向などの状況に応じて改定することがあります。

3. 生活相談サービス

健康でいきいきとした生活を送っていただくために、高齢者住宅生活相談員「よろずや」が暮らしのサポート(生活相談、関連機関等窓口の紹介、交流会等によるコミュニティづくり)をするためにかかる費用です。

費用については、物価動向などの状況に応じて改定することがあります。

【問い合わせ先】 川崎市住宅供給公社 TEL：044-230-1759（申込専用ダイヤル）
住所：神奈川県川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビルディング2階
営業時間：平日・土日 8時30分～11時30分、13時00分～17時00分
土日は窓口での受け付けは行っておりません。電話受付のみとなります。